

## 工事費内訳書の入札時の注意事項

### 1. 目的

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定に基づく建設工事の入札に係る入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出について、必要な事項を定める。

### 2. 対象工事

競争入札により行う全ての工事。

### 3. 記載内容及び提出時期

工事費内訳書の記載内容については別記様式とし、入札時に入札書と同時に提出するものとする。

### 4. 入札の無効について

次のいずれかに該当する場合は、当該工事内訳書提出業者の入札を無効とする。

- ・ 工事費内訳書の未提出又は未記入等の不備
- ・ 商号・名称、代表者職・氏名並びに工事名の記載のないもの
- ・ 代表者又は代理人の押印を欠いたもの
- ・ 鉛筆書き等により意思表示の不明瞭なもの
- ・ 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が同一でないもの

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。